

雇用保険被保険者になられた皆さんへ



このリーフレットは、雇用保険制度の主な内容を説明していますので、ぜひお読みになって正しい理解を深めていただきますようお願いします。

ハローワーク

(公共職業安定所)

奈良労働局職業安定部職業安定課

被保険者とは

雇用保険適用事業主に雇用される労働者は、原則としてすべて被保険者となります。

被保険者となったことにより、ハローワークから事業主を通じて交付される「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」に表示されている被保険者番号は固定番号ですので、企業間、地域間の移動や氏名が変わった場合でも引続きその番号を使用します。ご自身で大切に保管してください。

また、以前に雇用保険の被保険者であったことのある方は、今回交付された被保険者証を確認し、被保険者番号が二重に交付されていないか必ず確認してください。複数の被保険者番号を持つと、失業給付や雇用継続給付などを受給する際に不利になることがありますので注意してください。

仮に二重に交付されている場合には、被保険者番号の統一を行う必要がありますので、ハローワークへお問い合わせください。

保険料の負担は

雇用保険料は、被保険者に支払われた賃金総額を基に、次の表の雇用保険料率が適用されます。

(平成29年4月1日現在)

| 事業の種類 | 保険率 | 事業主負担率 | 被保険者負担率 |
|-----------------|---------|--------|---------|
| 一般の事業 | 9/1000 | 6/1000 | 3/1000 |
| 農林水産 清酒製造の事業 | 11/1000 | 7/1000 | 4/1000 |
| 建設の事業 | 12/1000 | 8/1000 | 4/1000 |

なお、満64歳になった翌年度（4月1日）から保険料が免除されます。（平成31年度まで）

雇用保険では、雇用の継続を支援するための制度があります。

✓ 60 歳以上 65 歳未満のときには

高年齢雇用継続給付制度があります。

高年齢雇用継続給付制度には、失業給付を受給せず雇用を継続する場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と失業給付を受給中に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」があり、60 歳以上 65 歳未満の被保険者の方が 60 歳時点の賃金の 75%未満で雇用されている場合に給付金が支給されます。

高年齢雇用継続給付を受けるには次の要件が必要です。

◆高年齢雇用継続基本給付金

60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者（短時間労働被保険者も含みます。）であって、被保険者であった期間が 5 年以上あることが必要です。

◆高年齢再就職給付金

再就職される前に雇用保険の失業給付（基本手当）を受けていた場合で、基本手当の支給残日数が 100 日以上あり、その基本手当の受給資格に係る離職の日において、被保険者であった期間が 5 年以上あることが必要です。

高年齢雇用継続給付の手続きは

事業所の所在地を管轄する安定所に事業主を経由して（被保険者でも可能です。）申請してください。

支給される額は

原則として賃金額の 15%に相当する額です。

ただし、支給額には一定の限度額が設けられています。

支給される期間は

☆高年齢雇用継続基本給付金

原則として被保険者が 60 歳に達した月から 65 歳に達した月までです。

☆高年齢再就職給付金

原則として、基本手当の支給残日数が 200 日以上ある場合には、再就職した月から 2 年間、支給残日数が 100 日以上 200 日未満の場合には、1 年間となります。ただし、65 歳に達した月までとなります。

（注）各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。

✓ 1歳未満の子を養育するために育児休業を取得したときは

育児休業給付制度があります。

育児休業給付を受けるには次の要件が必要です。

1. 1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得したこと。
2. 一般被保険者で、休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12ヵ月以上あること。
3. 男女は問いません。

育児休業給付の手続きは

事業所の所在地を管轄する安定所に事業主を経由して（育児休業を取得した被保険者でも可能です。）申請してください。

◆育児休業基本給付金

支給される額は

原則として、育児休業開始から180日目までは、休業開始前の賃金月額
の67%（育児休業開始の181日目からは、休業開始前の賃金月額の50%）
相当額となります。

ただし、支給額には一定の限度が設けられています。

支給される期間は

育児休業期間中の休業開始日から子が満1歳（一定の要件を満たした場
合は1歳6ヵ月）に達するまでの間です。

ただし、女性が育児休業を取得する場合には産後休業期間（出産日の翌
日から起算して8週間）は、含まれません。

※平成22年4月1日から「育児休業給付金」と「育児休業職場復帰給付金」が
統合し、「育児休業給付金」として、全額育児休業中に支給されることになりま
した。

※「パパママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業
取得可能期間の延長）」の利用により育児休業を取得する場合には、一定の要件
を満たすと子が1歳2ヵ月に達する日の前日までの間に1年まで育児休業給付
金が支給されます。

✓ 家族を介護するために介護休業を取得したときは

介護休業給付制度があります。

介護休業給付を受けるには次の要件が必要です。

1. 配偶者、父母、子、配偶者の父母等の一定の家族を介護するために介護休業を取得したこと。
2. 一般被保険者で、休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12ヵ月以上あること。

介護休業給付の手続きは

事業所の所在地を管轄する安定所に事業主を経由して（介護休業を取得した被保険者でも可能です。）申請して下さい。

支給される額は

原則として、休業開始前の賃金の67%相当額となります。

ただし、支給額には一定の限度が設けられています。

支給される期間は

支給対象となる介護休業期間は、一人の家族につき最長3ヵ月で1回限りです。

※一定の要件のもと、複数回の受給が可能となります。

自らの職業能力アップを支援するために

教育訓練給付制度があります。

教育訓練給付金制度には、働く人の能力開発の取組を支援する一般教育訓練給付金と、働く人の中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付金制度があります。

一般教育訓練給付を受けるには次の要件が必要です。

1. 雇用保険の被保険者期間が3年以上ある在職者又は離職者（離職後1年以内に受講開始が条件）
2. 厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了したこと。
* 受講開始日において、初めて教育訓練給付を受けようとする場合は、当分の間、被保険者期間が1年以上ある方も対象となります。

給付額は

受講費用×20%に相当する金額（上限10万円）。

専門実践教育訓練給付を受けるには次の要件が必要です。

1. 雇用保険の被保険者期間が10年以上ある在職者又は離職者（離職後1年以内に受講開始が条件）
2. 厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了したこと。
* 受講開始日において、初めて教育訓練給付を受けようとする場合は、当分の間、被保険者期間が2年以上ある方も対象となります。

給付額は

受講費用×40%に相当する金額（上限96万円）。

* 訓練終了後一定の要件を満たした場合は、受講費用×60%に相当する金額（上限144万円）

一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の手続きは

受講した本人の住所を管轄する安定所に、本人が申請して下さい。

やむを得ず失業したときは

① 失業給付を受けるには

- 離職の日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある完全月が通算して12ヵ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満12ヵ月以上あることなどの他、一定の要件が必要です。

なお、倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方については、離職の日以前1年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある完全月が通算して6ヵ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満6ヵ月以上必要になります。

- 事業主から離職票の交付を受け、安定所へ再就職するための求職申込みをすることが必要です。

失業給付は、「働く気持ち」と「働ける状態」にありながら再就職することができない場合に支給されます。

したがって、就職内定者や、結婚して家庭に入るため職業に就く気持ちのない人などは、失業給付を受けられません。

病気・出産・育児などですぐに就職できない人などは、「働ける状態」でないものとして、上記の要件を満たしていても失業給付は受けられません。

ただし、病気の治ゆなど働ける状態になった時点で、失業給付を受けることができる場合があります。（事前に受給期間の延長手続きが必要です。）

② 失業給付を受けられる日数は

給付日数は、離職理由、離職の日における年齢、被保険者期間などによって次の頁の表のとおり定められています。

③ 失業給付の受けられる金額は

- 賃金日額（原則として離職の日以前6ヵ月間の賃金総額を180で割った額。ただし、臨時の手当などは算入されません。）の45%から80%を基準として定められます。（上限・下限有）

④ 失業給付を受けられる期間は

- 原則として離職した日の翌日から1年間です。
この期間内に所定の給付日数を限度として失業給付を受けられますが、この期間をすぎますと、たとえ所定の給付日数を受け終わっていても失業給付は受けられません。

⑤ 給付制限

- 被保険者が正当な理由なく自己の都合によって退職した場合、又は、自己の責任による重大な理由により解雇された場合は、安定所に求職申込みをした後、3ヵ月間は失業給付は受けられません。

—失業給付の給付日数—

I 一般の離職者

（ⅡやⅢ以外の理由の全ての離職者。定年退職者や自己の意思で離職した者。）

| | 被保険者であった期間 | | |
|-------|------------|----------------|-------|
| | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 全年齢共通 | 90日 | 120日 | 150日 |

II 障害者等の就職困難者

| | 被保険者であった期間 | |
|----------------|------------|------|
| | 1年未満 | 1年以上 |
| 45歳未満 | 150日 | 300日 |
| 45歳以上 65歳未満 | 150日 | 360日 |

Ⅲ 倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

| | 被保険者であった期間 | | | | |
|----------------|------------|--------------|---------------|----------------|-------|
| | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 30歳未満 | 90日 | 90日 | 120日 | 180日 | — |
| 30歳以上 35歳未満 | 90日 | 120日 | 180日 | 210日 | 240日 |
| 35歳以上 45歳未満 | | 150日 | | 240日 | 270日 |
| 45歳以上 60歳未満 | 90日 | 180日 | 240日 | 270日 | 330日 |
| 60歳以上 65歳未満 | 90日 | 150日 | 180日 | 210日 | 240日 |

◎ 65歳以上で離職し、受給資格が決定された場合は、被保険者期間に応じて次の表の日数分が一時金として支給されます。

| 被保険者であった期間 | |
|------------|------|
| 1年未満 | 1年以上 |
| 30日 | 50日 |

ハローワーク(公共職業安定所)のご案内

お気軽にご相談ください。

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 | 最 寄 駅 名 |
|------------|---|---------------------------|------------------------------------|
| ハローワーク奈良 | 〒630-8113 奈良市法蓮町 387 (奈良第3地方 合同庁舎) | 奈良 (0742) 36-1601(代) | 近鉄奈良線 新大宮駅下車 10分 |
| ハローワーク大和高田 | 〒635-8585 大和高田市池田 574-6 | 大和高田 (0745) 52-5801(代) | 近鉄大阪線 高田駅下車 20分 JR 高田駅下車 15分 |
| ハローワーク桜井 | 〒633-0007 桜井市外山 285-4-5 | 桜井 (0744) 45-0112(代) | 近鉄大阪線 桜井駅下車 15分 JR 桜井駅下車 15分 |
| ハローワーク下市 | 〒638-0041 吉野郡下市町下市 2772-1 | 下市 (0747) 52-3867(代) | 近鉄吉野線 下市口駅下車 10分 |
| ハローワーク大和郡山 | 〒639-1161 大和郡山市 観音寺町 168-1 | 大和郡山(0743) 52-4355(代) | 近鉄橿原線 郡山駅下車 20分 JR 郡山駅下車 10分 |

(29.4)

雇用保険被保険者証(番号)を必ず確認しましょう!